

県事業のご紹介と

省エネ診断補助事業制度の全体像について

山梨県 新価値・地域創造推進局

地域エネルギー推進課

# 「やまなしGX推進コンソーシアム」について

※GX：グリーントランスフォーメーション

## 県内企業のGXの取り組みの現状

### ■ 中小企業

資金面や人材面、情報面での制約から、取組の必要性を感じつつも、具体的な取組に至っていない

### ■ 関係団体

人材や知見等の不足から、支援メニューの検討・実施に至っていない

課題

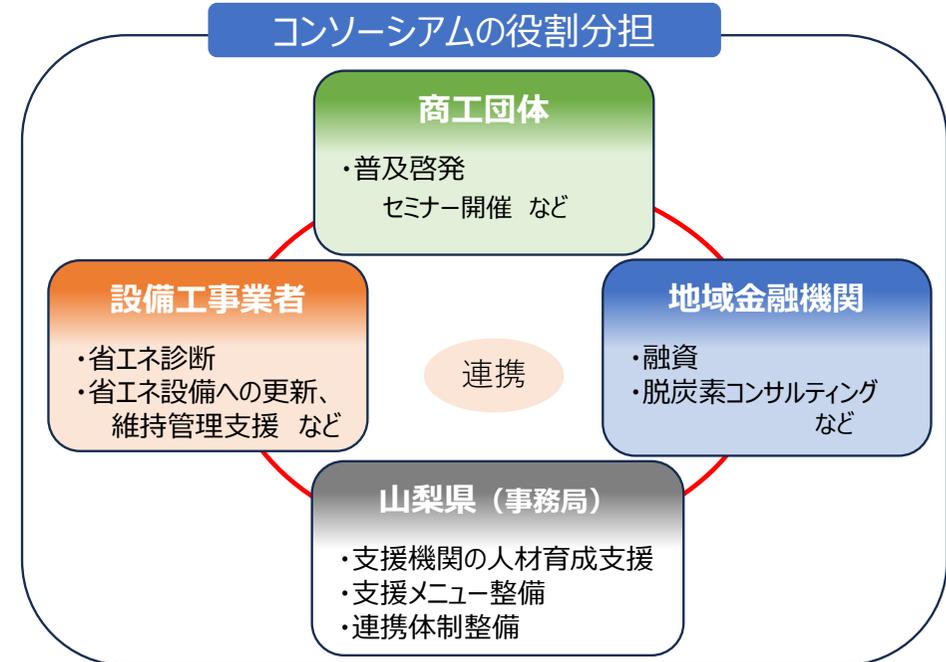
取り組みの推進には、関係団体（金融機関、商工団体、設備工事業者）が連携して支援する体制構築とプッシュ型支援の仕組みが必要

## 「やまなしGX推進コンソーシアム」の設立

- 支援機関として専門人材を育成
- 役割を分担し連携して支援を行う体制を整備
- 個別の企業ニーズに応じた伴走支援  
⇒ 支援機関同士の連携を円滑化

※コンソーシアム：  
複数の団体が共通の目的に向かい、役割を分担しながらそれぞれの専門性を生かして連携・協力してプロジェクトを推進する組織

## コンソーシアムの役割分担



支援

### 中小企業

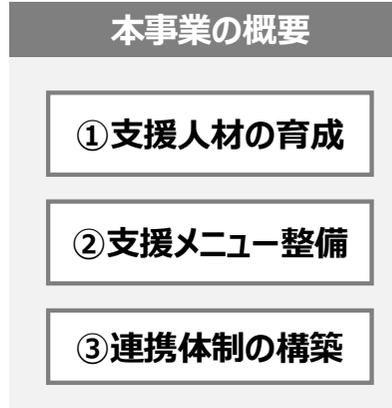
エネルギーコスト削減、受注機会確保、好条件での資金調達  
企業イメージアップ、人材獲得力強化を実現  
⇒ 生産性向上・経営体質改善・競争力アップ

県内産業へ広く波及

『地域の脱炭素化』と『県内経済の活性化』  
の両立を実現

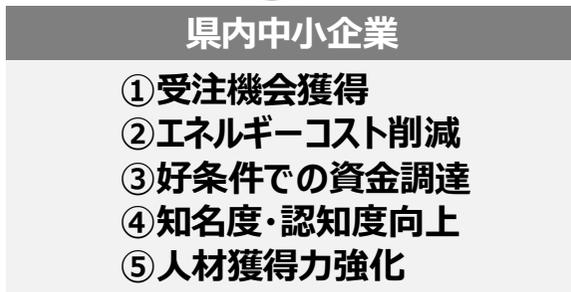
## 支援機関について

- 県内の主な金融機関に加えて、商工団体や省エネ設備等の導入工事を担う事業者等、地域の中小企業と日頃から接点のある企業や団体が参画



×

令和7年4月17日



## 省エネ診断の流れ（お金）

【例】

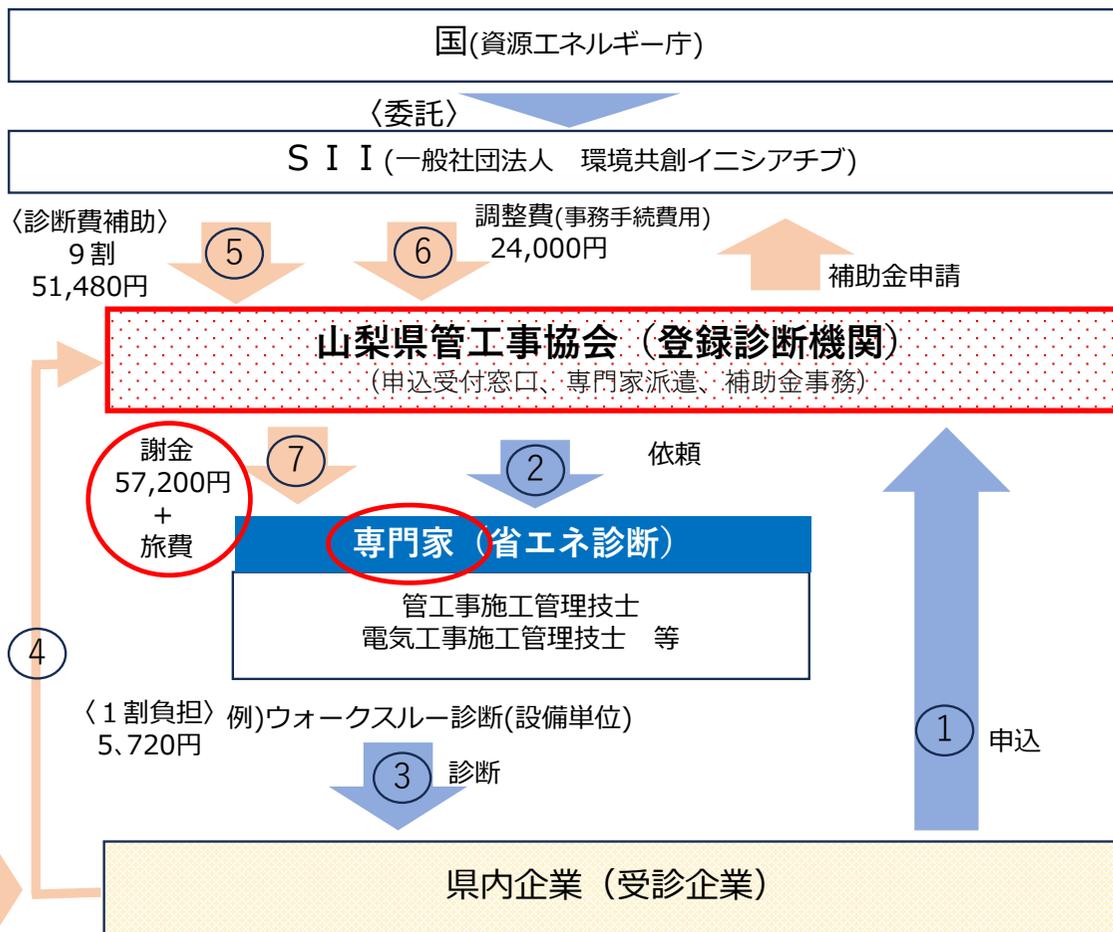
### ■ウォークスルー診断 （設備単位プラン 1設備）

診断プラン	対象設備区分	単価
設備単位プラン	空調設備	57,200円 税込
	照明設備	
	ボイラ・給湯器	
	工業炉	
	受変電設備	
	冷凍冷蔵設備	
	コンプレッサ	
	生産設備	
	給排水・排水処理	
	デマンド	

企業の負担は消費税分のみ

県 県補助金  
5,200円

国事業名：中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費  
（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）



【ウォークスルー診断のプランについて】

①「設備単位プラン」

「設備単位プラン」に係る経費は下表の通りです。交付規程、公募要領、及び本事務取扱説明書を熟読した上で、不明点がある場合はSIIIに確認し、適切な経費計上に努めてください。

(消費税抜き)

診断プラン	対象設備区分	単価	支援対象者負担額	補助対象経費
設備単位プラン	空調設備	52,000円	5,200円	46,800円
	照明設備			
	ボイラ・給湯器			
	工業炉			
	受変電設備			
	冷凍冷蔵設備			
	コンプレッサ			
	生産設備			
	給排水・排水処理			
デマンド				

- 「設備単位プラン」は、対象設備区分のうち、最大2設備を対象とします。
- 対象設備区分数に応じた、経費の算出は、以下の通りです。

<空調設備+照明設備を希望した場合>

総額 : 52,000円 × 2設備 = 104,000円  
 支援対象者負担額 : 104,000円 × 1割 = 10,400円  
 補助対象経費 : 104,000円 × 9割 = 93,600円

- 診断に至るまでの事前準備、日程調整、問い合わせ対応、当日対応等に係る診断機関の調整費用は下表の通りとしてください。原則として、調整費は支援対象者負担額の入金完了後に補助対象経費となります。

調整費 (消費税不課税)	24,000円/件
-----------------	-----------

②「工場・事業所全体プラン」

「工場・事業所全体プラン」に係る経費は下表の通りです。交付規程、公募要領、及び本事務取扱説明書を熟読した上で、不明点がある場合はSIIIに確認し、適切な経費計上に努めてください。

(消費税抜き)

診断プラン	総額	支援対象者負担額	補助対象経費	調整費*
①300kl 診断プラン	139,000円	13,900円	125,100円	27,100円/件
	・以下のいずれかに該当していることを確認してください。 1.年間エネルギー使用量が300kl以下の事業所 2.延床面積が1,000㎡以下の事業所 3.その他SIIが個別に認めた場合			
②1,500kl 診断プラン	191,000円	19,100円	171,900円	29,200円/件
	・以下のいずれかに該当していることを確認してください。 1.年間エネルギー使用量が300kl超～1,500kl以下の事業所 2.延床面積が1,000㎡超～2,000㎡以下の事業所 3.建屋が2棟以上又は4階建て以上の事業所 4.その他SIIが個別に認めた場合			
③3,000kl 診断プラン	244,000円	24,400円	219,600円	31,300円/件
	・以下のいずれかに該当していることを確認してください。 1.年間エネルギー使用量が1,500kl超～3,000kl以下の事業所 2.延床面積が2,000㎡超～5,000㎡以下の事業所 3.建屋が3棟以上又は7階建て以上の事業所 4.その他SIIが個別に認めた場合			
④カスタム 診断プラン	244,000円超～ 444,000円	総額の1割	総額の9割	35,500円/件
	・以下のいずれかに該当していることを確認してください。 1.年間エネルギー使用量が3,000kl超の事業所 2.延床面積が5,000㎡超の事業所 3.建屋が4棟以上又は10階建て以上の事業所 4.その他SIIが個別に認めた場合			

※ 調整費は消費税不課税

- 複数の診断プランの要件に該当している場合は、支援対象者と協議の上、プランを決定してください。また、該当する診断プランよりも、少額の診断プランを選択することは妨げません。
- 診断に至るまでの事前準備、日程調整、問い合わせ対応、当日対応等に係る診断機関の調整費用は上表の通りとしてください。原則として、調整費は支援対象者負担額の入金完了後に補助対象経費となります。

## 旅費規程（抜粋）

### （交通費）

第6条 交通費は、用務を遂行するために必要な範囲において、原則、その実費を支給する。

- 10 自動車を利用する場合の車賃の額は、1kmにつき37円（税込）とする。  
車賃は、全路程を通算して計算し、通算した路程に1km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

### （旅費の精算請求手続き）

第9条 旅費の支給を受けようとする者は、別表3に記載のある証憑書類※を保存し、  
S I Iが別途定める決まりに基づき証憑書類を整備した上で、S I Iに提出するものとする。

### ※例

自動車：経路明細

有料道路：経路明細、領収書（ETC等で個別に領収書の発行がない場合は別途支払いの証憑を提出）

詳しくは採択者向けページの「旅費規程」をご覧ください

## こういった方が専門家になり、実際の省エネ診断ができるのか。

- 左の専門家要件を満たすこと。
- 登録診断機関「山梨県管工事協会」の専門家として登録すること。
- 登録するとsiiから「補助事業ポータルID発行のご連絡」メールが届く。
- 補助事業ポータル（後で説明）にある診断前研修を受講し、確認テストに回答すること（認証コードが発行）
- 補助事業ポータルに認証コードを入力し補助ポータル（Sポータル）を利用可能な状態にすること。

### 【専門家要件一覧】

省エネルギー等に関する専門家要件	経営相談に関する専門家要件
以下のA)～D)のいずれかの要件を満たすこと。	以下のA)～C)のいずれかの要件を満たすこと。
A) 本事業で指定する資格を有する者 <b>【省エネルギー等に関する指定資格】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術士</li> <li>• エネルギー管理士</li> <li>• 建築士</li> <li>• 建築設備士</li> <li>• ガス主任技術者(甲種・乙種)</li> <li>• 電気工事士(1種)</li> <li>• 電気主任技術者(1種・2種・3種)</li> <li>• <b>電気工事施工管理技士</b></li> <li>• <b>ボイラー・タービン主任技術者</b></li> <li>• <b>管工事施工管理技士</b></li> <li>• 配電制御システム検査技士</li> <li>• エネルギー診断プロフェッショナル</li> <li>• エネルギー診断プロフェッショナル(ビル実践)</li> <li>• ビル省エネ診断技術者</li> <li>• EMS審査員</li> <li>• その他上記に類する資格でSIIが認めた資格</li> </ul>	A) 本事業で指定する資格を有する者 <b>【経営相談に関する指定資格】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公認会計士</li> <li>• 中小企業診断士</li> <li>• 税理士</li> <li>• 社会保険労務士</li> <li>• ファイナンシャルプランニング技能士(1級、2級)</li> <li>• 行政書士</li> <li>• 司法書士</li> <li>• その他上記に類する資格でSIIが認めた資格</li> </ul>
B) 省エネルギー等関連の実務について、 <b>10年以上の経験</b> を有することを職務経歴書等で示せる者	B) 経営相談関連の実務について、 <b>10年以上の経験</b> を有することを職務経歴書等で示せる者
C) 国・自治体等の事業で省エネ診断・省エネ支援の実績を <b>3年以内に10件以上</b> 有することを職務経歴書等で示せる者	C) 経営課題の取りまとめや、事業計画の策定支援の実績を <b>10件以上</b> 有することを職務経歴書等で示せる者
D) 以下の事業で準専門家として登録した後、専門家として活動することが認められた者 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金</li> <li>• 令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業)</li> </ul>	

令和6年度補正  
中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）

# 専門家、準専門家のみなさまへ

※管理担当者と専門家（準専門家を含む）のアカウントは、機能およびログイン手順が異なります。

登録いただいた専門家、準専門家のみなさまへ、「補助事業ポータルID発行のご連絡」メールを送りしています。

以下の手順に沿って補助事業ポータルへログインし、事業開始の準備を始めてください。

## 1. 「補助事業ポータルID発行のご連絡」メールを確認する

メールを確認してください。パスワード設定URLからパスワード設定をお願いします。（初回のみ）

令和6年度補正「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）」補助事業ポータルID（ユーザ名）発行のご連絡

パスワードを変更する

パスワードを変更する

※7日以内にログインいただけない場合は  
認証期限が切れてしまいますのでご注意ください。

## 2. 補助事業ポータルにログインする

パスワードを変更すると補助事業ポータルにログインできます。  
※2回目以降にログインする際は、メールでもご案内している以下のURLからアクセスしていただき、ご自身で登録したパスワードにてログインしてください。 <https://portal.shoeshindan.jp/>  
本URLを「お気に入り」に登録いただくことを推奨します。

## 3. 診断前研修の受講および確認テストの解答

① 補助事業ポータルの「省エネ診断 マイページ」タブの「[採択者向けページ](#)」から、採択者向けページに遷移してください。

② 採択者向けページの「基礎研修について」の欄を確認し、基礎研修を受講してください。

③ 基礎研修の確認テストを解答してください。確認テストに解答すると、「認証コード」が発行されます。

ログイン手順書

## 4. 補助事業ポータルサイトの認証作業

- ① 補助事業ポータルサイトの「認証コード認証」欄に、確認テスト解答後に発行された「認証コード」を入力し、補助事業ポータルサイトの機能が使用できる状態にしてください。



- ② 以下の画面のとおり、「認証コード認証」欄が非表示になると認証完了です。本事業で使用する機能は随時リリースされます。別途、SIIが公開する手引きを確認してください。



### お問い合わせ・相談・連絡窓口

一般社団法人環境共創イニシアチブ  
令和6年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）  
<受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く）>  
TEL：0570-000-680（ナビダイヤル）  
※IP電話からのお問い合わせ TEL：042-303-0413  
メールアドレス：shindan\_info@sii.or.jp



すでに、登録診断機関 山梨県管工事協会に登録済みの専門家さまは、この作業を必ず行ってください。